

総合事業は地域づくり

1. 総合事業への移行 P2

2. 生活支援体制整備事業のはじめ方 P10



藤岡市 介護高齢課
主任 飯塚 教仁



藤岡市の基礎情報

平成28年3月31日現在

総人口	66,974人
高齢者人口(高齢化率)	19,078人(28.4%)
後期高齢者人口(後期高齢化率)	8,979人(13.4%)
認定者数(認定率)	3,153人(16.4%)
介護保険料	年額64,400円(第6期)
地域包括支援センター数	直営1箇所
総合事業移行年月日	平成28年1月1日



藤岡市は、群馬県の南西部に位置し、関越道自動車道と上信越自動車道が結節する自動車の要衝であること、花と緑と清流の豊かな自然環境に恵まれた美しいまちです。

また、本市は世界文化遺産である「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つ「高山社跡」を有しています。



《高山社跡》



《冬桜》

総合事業に移行した経緯

1. 高齢化の地域差

市内8地区の中で、すでに高齢化率42.1%の地区があり生活支援体制整備事業の取り組みが急務。

⇒生活支援体制整備事業は、協議体やSCなどの仕組みさえ作れば効率よくサービスができる事業。

早急に制度設計や方向性を決める必要があった。

2. 総合事業の予算上限額の優位性


27年度中と28年度の開始時期を比較すると、約1千万円（総合事業予算6%に相当）が将来にわたり影響すると試算。

3. 第7期介護保険事業計画への影響

28年度中に計画策定の事務が発生するため、業務の分散化を図ると共に、総合事業のデータも反映できる。

総合事業の移行スケジュール

平成27年9月～平成27年12月



課内会議(地域包括含む)	移行時期の決定、総合事業の総担当と各係に担当を設けた
制度設計	既存事業・教室を移行後にどうするか (訪問型・通所型A、B、C? 一般介護予防事業?)
事前準備	要綱、指定要綱の案を作成、条例改正するものがないか確認、 予算説明資料の作成、簡単な制度改正説明資料の作成
関係者に説明	市長、副市長、議会、総務課(条例改正、要綱)、財政課(予算 の組み換えと補正)、秘書課(広報の特集で周知)、社協
国保連関係	サービスコードの申請、請求方法の確認
システム関係	システム会社と請求方法や介護保険証の発行などの確認
事業所向け説明会(市外含む)	請求方法や定款変更、事業所指定など
居宅介護支援事業所向け 説明会	ケアマネジメントの考えや今後の方針を説明
事業所への対応	定款変更の相談やみなし指定を受けていない事業所を指定
窓口対応の流れ	パンフレットの作成や全体の流れを課内で確認
12月議会	要綱と指定要綱の告示と関係する条例改正

移行に伴う条例改正

◇指定管理している介護福祉事業所の設管条例

藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第15号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく通所介護及び介護予防通所介護に関する業務</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 センターを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法に定める居宅介護サービス及び介護予防サービスの受給資格者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料は、次に掲げる額を基準として、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1) <u>介護保険法第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えない額</u></p> <p>—</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護に関する業務及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に関する業務</u></p> <p>(2)・(3) (略) ※藤岡市は総合事業一斉開始により予防通所を(利用者の資格)実施していないため文言削除</p> <p>第4条 センターを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者又は同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料は、次に掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1) <u>介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>

移行して思うこと①

良かった点

1.通所型サービスBに移行できる住民主導型の通いの場を平成13年度から取り組んでいた。

鬼石モテル筋力トレーニング教室

:住民自主運営による週1回の介護 予防教室で、介護予防サポーターが運動を支援している。

○会場数 86会場

○登録人数 2,418人(高齢者全体の約13%が参加)

特徴

①低予算で多くの高齢者が参加できる

②筋トレの効果

◇筋力・認知機能の向上 ◇コミュニティ形成 ◇助け合いの波及

③まちづくり

介護認定に関係なく、同じ地域の人が毎週集うことで、近所づきあいが活発になる



移行して思うこと②

良かった点

2.総合事業利用の考えを見直すことで、事務負担リスクを減少

要支援者が総合事業（現行相当の訪問・通所）を使う場合の予算支出科目について例）A市が4月に総合事業を開始し、9月末で認定更新をする被保険者がいる場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
《一般的な総合事業利用の考え》											
予防給付(サービスコード:61・65)						総合事業(サービスコード:A1・A2・A5・A6)					
《藤岡市の総合事業利用の考え》											
総合事業(サービスコード:A1・A2・A5・A6)											

一般的な方法は、総合事業開始後の1年間は移行期間として、認定更新後に総合事業のサービスを利用することになる。その為、予防給付と総合事業の予算配分を考えた時に、人数が特定できないことから半分ずつ予算を置くなどの措置をする。ただし、もし予算が足りなくなった場合に、予防給付と地域支援事業では、款が異なる為流用できない。

藤岡市の考えは、移行後は総合事業によるサービスを利用していると考えている為、予防給付（訪問・通所）にはあまり残さずに、地域支援事業に配分できるため不足が起きない。

移行して思うこと③

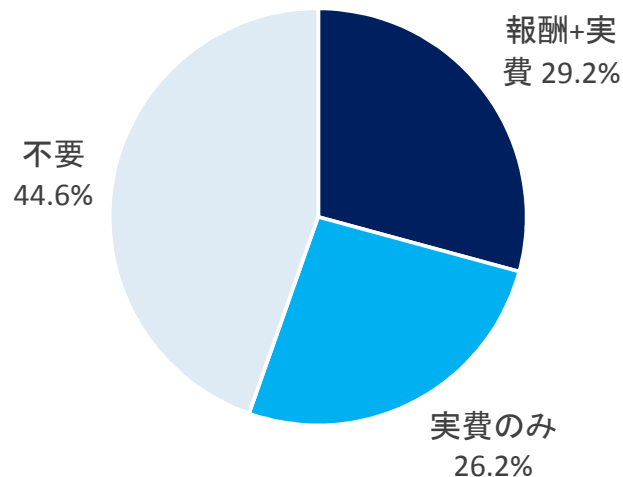
良かった点

3.社会福祉協議会に事業説明を行うことで、生活支援体制整備事業の協力が得やすくなった。

また、社協のボランティア担当と協力して、総合事業移行の準備期間中は、生活支援体制整備事業の協議体で活用できそうなアンケート調査を行うことで、協議体発足が円滑にできた。

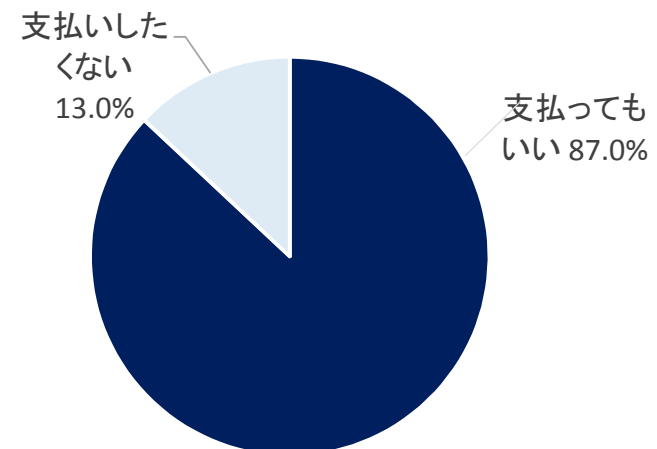
◇担い手を想定した調査◇

例) 家事援助をした場合の報酬の考え
(掃除や調理)



◇支援ニーズを調査◇

例) お手伝いをしてもらう時の
支払いについて



移行して思うこと④

気をつけた点

- 1.目先の給付抑制を考えず、地域の実情や地域包括ケアシステムを構築する中で、中長期的に何が必要で何が不要かを考えた。
- 2.地域包括ケアシステムは、一つの“文化”をつくるということ。焦らずに、じっくり本物を作っていくことが重要。
- 3.裁量が増えるということは、方向性を間違えると軌道修正が大変に。現場の意見や周りの意見をよく聞くことが一番の近道。

年度途中に移行したことで増えた事務

年間教室等の事業が、総合事業の予算組み替えにより、負担行為の変更や契約変更に関する事務が増える。

例) 1月に総合事業を開始して、一次予防事業から一般介護予防事業へ移行した場合



移行後に見えてきた課題

1. 通所型サービスBが専門職との関わりが少ない

筋トレ教室などで活躍している介護予防サポーターとリハ職などで、検討会を作り連携を図ることで今後の効果的な教室運営に役立てる。

2. 通所型サービスAの開催頻度が少ない

通所型サービスAに移行した事業が、月1回の開催頻度である。リハ職と協議し、プログラム内容も含めて開催頻度を増やせるように検討する。

3. 現在行っている要支援者のサービス内容を分析できていない

主に要支援者に対する支援を訪問型・通所型と多様なサービスを設計や創出していくことになるが、現在のサービス内容を分析した方が検討しやすい。

生活支援体制整備事業の取り組み

◇藤岡市の基本的な考え

生活支援

- 介護人材不足による支援の検討
- 介護給付費上昇における対策
- 多様な支援ニーズ

横のつながり

- 地域の希薄化を解消
- 関係者間の情報共有

介護予防

- 社会参加による介護予防
- 活躍機会の創出
(少し不自由になっても)

生活支援体制整備事業の進め方①

平成27年5月～平成28年3月

1.検討チームを組織

平成27年5月

- 行政職(総合事業担当)1名、地域包括支援センター2名、社協(ボランティア担当)1名の計4名でスタート
- 毎月会議を開催

2.アンケート調査の実施

平成27年7月

- 担い手を想定した調査と支援ニーズを調査

3.各団体へ事業説明

平成27年10月

- 協議体構成員を想定した団体に事業説明
委員は、あて職ではいけない。その団体は、どのように関わって頂くかを丁寧に何回も説明する。

4.第2層協議体を想定した勉強会(第1回目)を8地区一斉開催

平成28年3月

- 第1回目は、区長会、民協すべての方と候補団体で勉強会
- 協議体をどのような委員で進めていくのかなど
- 講師は「さわやか福祉財団」に依頼

生活支援体制整備事業の進め方②

平成28年4月～平成28年7月

5.第2層協議体の勉強会又は協議体(第2回目)

平成28年4月

- 第1回目で協議体の委員が決まったところは、市がアンケート調査した結果を題材に議論した
- 協議体のあり方勉強会を重ねているところもある

6.第1層協議体委員候補者向け勉強会(第1回目)を開催

平成28年5月

- 生活支援体制整備事業の説明を「さわやか福祉財団」に依頼

7.第2層協議体の勉強会又は協議体会議(第3回目)

平成28年6月

- テーマを決めて議論、社会資源の洗い出し
- 議長を決めたところもある

8.第1層協議体委員候補者向け勉強会(第2回目)を開催

平成28年6月

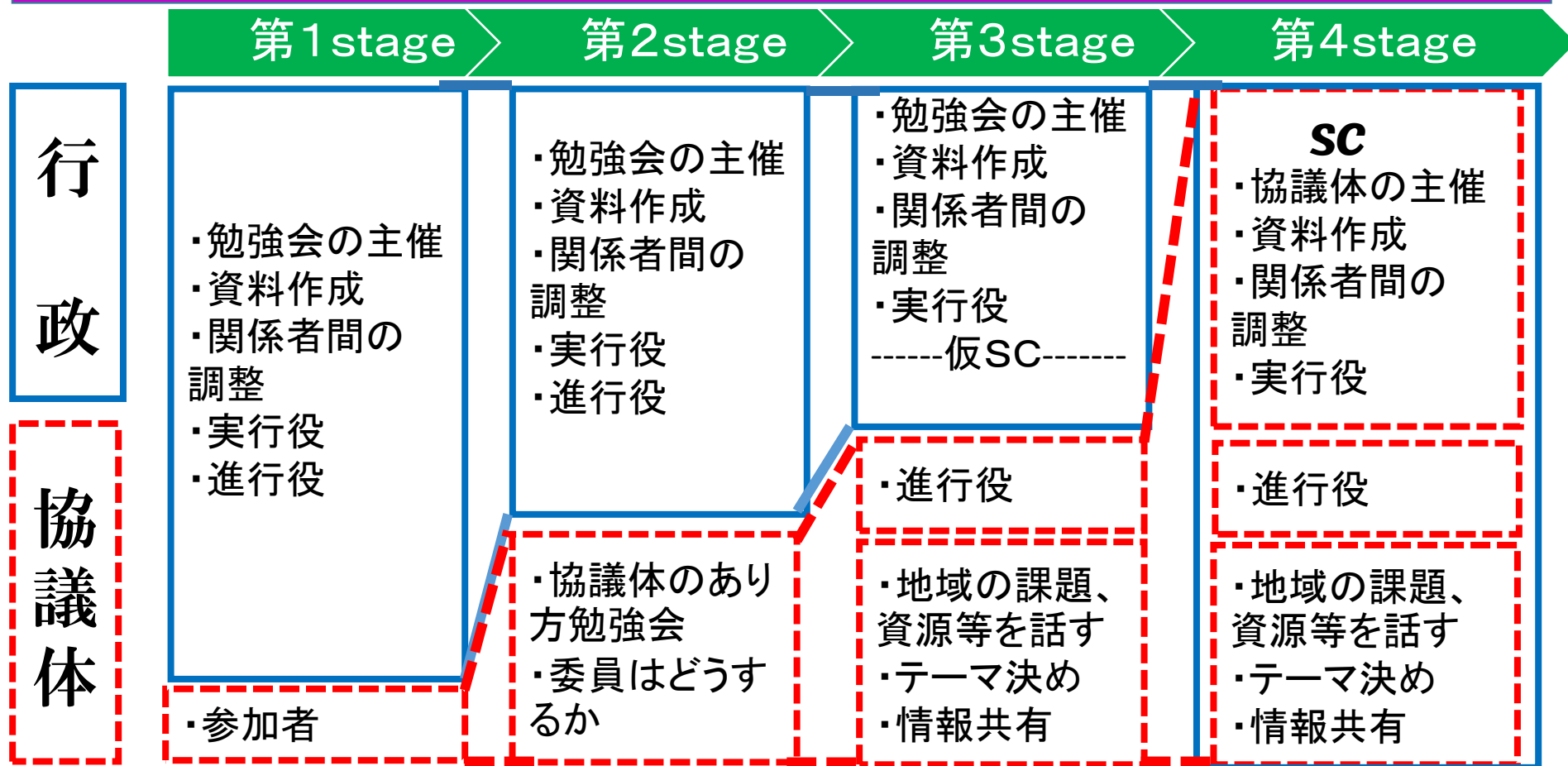
- 「居場所」「地縁組織」「無償ボランティア」「有償ボランティア」の4グループに分かれて、それぞれのテーマを検討して発表した。

9.第1層協議体委員候補者向け勉強会(第3回目)を開催

平成28年7月

- 第2層の進捗状況を確認して、第1層として何ができるかを議論
- 議長を決めた

第2層協議体とSCのつくり方“藤岡方式”



ポイント

- ・第1 将来の課題に向けて、問題意識を共有する。協議体の委員はどうするか。
- ・第2 とにかく意見を出してもらおう。委員や議長を決めることを急がない。
- ・第3 住民にバトンが渡る重要なポイント。行政から住民の視点へ。
- ・第4 公平な行政が実行役をするのは限界があることが分かる。そこで、SCを選定。ただし、行政も何らかの形で関わっていくのが望ましい。